

第2 高齢者が健康で自分らしく暮らせる 社会を目指します

<高齢者分野>

(高齢者を取り巻く状況)

- 東京では、団塊の世代が高齢期を迎える平成27年に高齢者人口が310万人を超え、都民の4人に1人が高齢者となる超高齢社会が到来します。
特に、都内の要介護等認定者の8割以上を占める75歳以上の高齢者が急増し、総人口の1割を超える152万人となると推計されています。
- また、核家族化の進行など家族形態の変化に伴い、高齢者の単身世帯や夫婦のみの世帯が増加しています。

(介護保険制度の改正)

- 平成12年に創設された介護保険制度は、老後の安心を支える仕組みとして定着してきました。
- 平成18年に、予防重視型システムの確立、施設給付の見直し、地域密着型サービスの創設など、制度の見直しが行われましたが、それから約5年が経過した今、要介護高齢者の増加に伴って介護保険給付費や保険料は増大し、また、地域社会・家族社会も変容しています。
- こうした中で、今後も制度を安定的に運営していくために、現在、国において平成24年度の制度改正の準備が進められています。
- その議論の中では、利用者負担の見直し等財源論と並行して、24時間対応の定期巡回・随時対応サービスや複数のサービスを組み合わせる複合型のサービスの導入などが検討されています。これらのサービスが地域のニーズに応えるものとするためには、現場の実情を踏まえて、国に働きかけていく必要があります。
- また、現在の介護保険制度は、特に報酬の点で、大都市の実態とかけ離れたものとなっています。都は、平成22年9月に、地域差を正確に反映した制度・報酬体系に改めるよう、国に提言していますが、平成24年4月予定の介護報酬改定に向けて、今後更に具体的な提案をしていきます。

（都の取組）

（地域ケア体制の整備）

- 都は、単身や夫婦のみの高齢者世帯を見守り、地域で支えていくために、町内会、民生委員、ボランティアなどによる声かけや、配食サービスを活用した安否確認など、地域の実情に応じた区市町村の取組を支援してきました。
- また、平成22年度からは、24時間365日ワンストップサービス窓口の機能を担うシルバー交番設置事業の推進に努めています。
- 医療や介護が必要になっても、高齢者が住み慣れた地域で暮らせるようにするためには、区市町村とも連携して、医療、介護、住まい、見守り等の総合的な体制を更に整備する必要があります。

（介護サービス基盤等の整備）

- 都は、特別養護老人ホーム等の介護基盤について、整備率が低い地域に対し独自に補助額を加算するなど、地域偏在の解消と東京都全体の整備水準の向上に努めています。
- 認知症高齢者グループホームについても、地主が建物を整備して運営事業者に貸し付ける、いわゆるオーナー型の整備に対する補助や、整備が進んでいない地域への補助単価の加算など、独自の支援策を講じて設置を促進しています。
- また、これらの整備に必要な土地を確保するため、都有地を低廉な価格で事業者へ貸し付けるほか、公有地を活用して施設整備を行う区市町村を支援しています。
さらに、定期借地権を活用した用地確保の支援や国有地の減額貸付けを国に提案要求するなど、介護基盤の整備を促進するためさまざまな取組を行っています。
- 同時に、介護を行う家族の負担を軽減するために、ショートステイなどの在宅サービス、小規模多機能型居宅介護事業所などの地域密着型サービスの整備も進めています。

（すまいの確保）

- 平成21年度に設置された「少子高齢時代にふさわしい新たな『すまい』実現プロジェクトチーム」における議論を踏まえ、平成22年度から、高齢者の新たなすまい「東京モデル」として、適切な負担で入居できるケア付きすまいや居室面積要件の緩和等により家賃負担を軽減した都市型軽費老人ホームの設置を進めています。

- 平成22年9月には、「高齢者の居住安定確保プラン」を都市整備局とともに策定し、高齢者の居住の安定確保に向け、福祉施策と住宅施策が連携し、総合的・計画的に推進するための基本的な方針と実現のための施策を示しました。

（医療的ケアに対応できる介護人材の育成）

- 特別養護老人ホーム等では、高齢化や要介護度の重度化に伴い医療的ケアを必要とする入所者が増えています。

国も、当面のやむを得ない措置として、特別養護老人ホーム等の介護職員が医師・看護職員と連携して、たんの吸引や経管栄養など一部の医療的ケアを行うことを認めています。こうした医療的ケアの安全性を確保するため、介護職員に対する研修を実施する必要があります。

- また、高齢者の在宅療養生活を支える訪問リハビリテーションなどのサービスにおいては、専門的な医療知識や技術、経験、コミュニケーション能力等を持つ職員が必要ですが、こうした人材の不足が課題となっています。

（認知症対策）

- 都は、認知症高齢者やその家族を支えるため、東京都認知症対策推進会議において具体的な施策を検討するとともに、普及啓発を目的に都民向けシンポジウムを開催するなど、独自の取組を進めてきました。

- また、かかりつけ医に対して研修を行うなど、地域の医療支援体制の充実にも取り組んでいます。

- 高齢者人口の増加に伴い、認知症高齢者も一層増加することが見込まれることから、地域の医療機関の連携、さらには医療と介護との連携を強化する必要があります。

- 認知症高齢者デイサービスセンターにおける延長サービスについても、これまで実施してきた試行事業の実績を踏まえ、引き続き実施できるよう、支援していく必要があります。

（健康長寿医療センター）

- 平成21年、高齢者専門の急性期病院である老人医療センターと老化及び老年病に関する研究所である老人総合研究所を一体化し、地方独立行政法人東京都健康長寿医療センターを設立しました。センターでは、病院と研究施設との一体化と地方独立行政法人化の利点を活かし、高齢者医療と研究の拠点として、高齢者を取り巻く種々の課題の解決と高齢者の健康増進、健康長寿の実現を目指しています。

また、老朽化している施設の建て替え整備を行い、平成25年度に新施設（病床数550床）での運営開始を予定しています。

【平成 23 年度の取組】

○ このようなことを踏まえ、平成23年度においては以下の取組を推進します。

- 1 高齢者の生活を支える地域ケア体制を整備します**
- 2 地域生活を支える介護サービス基盤を充実します**
- 3 サービスを支える介護人材の確保・定着を支援します**
- 4 認知症に関する総合的な施策を推進します**
- 5 健康長寿社会の実現に向けた医療的基盤を整備します**

1 高齢者の生活を支える地域ケア体制を整備します

～大都市東京の特性を活かした地域ケアのモデルを構築～

超高齢社会を目前に、大都市東京の特性を活かした地域ケアのモデルを構築し、利用者の状況に即した適切なサービスを効率的・効果的に提供できる体制づくりを行い、高齢者が住み慣れた地域で安心して生活できる社会を実現します。

主な事業展開

㊦ 在宅医療サポート介護支援専門員の養成 20 百万円

- 介護支援専門員（ケアマネジャー）に対し、医療サービスを含めたケアプランの作成や医療職との連携に欠かせない基本的な医療知識等の研修を行い、ケアマネジメントの充実を図ります。

〔研修対象者 500 人〕

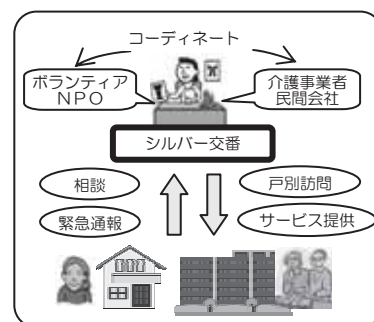
○ 訪問看護ステーションサテライト推進事業 12 百万円

- 地域ケア体制の推進及び要介護高齢者の在宅療養生活を支えるため、訪問看護ステーションのサテライト設置を推進し、訪問看護のサービス量確保を図ります。

㊦ シルバー交番設置事業 246 百万円

- 住み慣れた地域で暮らせる安心・安全を提供するために、地域における 24 時間 365 日ワンストップサービス機能を担うシルバー交番を設置します。
- 高齢者に対し、訪問活動、情報の一元的収集・共有化、インフォーマルサービス（介護保険外）を含めた提供体制のコーディネート、緊急時対応、安否確認を行います。
- 単身・夫婦のみ高齢者世帯等に、緊急通報システムや生活リズムセンサーを設置し、緊急事態に対応できる仕組みを構築します。

＜シルバー交番のイメージ＞



○ 24 時間対応の定期巡回・随時対応サービス事業【新規】 60 百万円

- 高齢者が住み慣れた地域で在宅生活を継続できる社会を構築するため、24 時間対応の定期巡回・随時対応サービスを実施します。

㊦ 在宅療養環境整備支援事業【新規】（再掲 P55） 包括補助

- 病院から在宅医療への円滑な移行や安定的な在宅療養生活を継続するため、在宅療養支援窓口を中心に、医療と介護の連携を強化し、地域における医療的ケアが必要な高齢者等の在宅療養の環境整備を図ります。

2 地域生活を支える介護サービス基盤を充実します

～大都市特性に対応した多様な手法による介護サービス基盤の整備～

大都市東京の特性に対応した多様な手法により、地域密着型施設を整備するとともに、依然としてニーズが高い重度要介護者向けの特別養護老人ホームなどの広域型施設の整備も促進し、高齢者の生活を支えます。

<自立を支える介護サービス基盤>

【地域密着型サービス】

- 認知症高齢者グループホーム
- 認知症対応型デイサービス
- 夜間対応型ホームヘルプサービス
- 小規模特別養護老人ホーム
- 小規模多機能型居宅介護拠点
- 小規模ケアハウス など

【広域型サービス】

- [施設系] ○特別養護老人ホーム
- 介護老人保健施設
- 介護療養型医療施設
- [居住系] ○ケアハウス
- 有料老人ホーム
- 高齢者専用賃貸住宅 など

主な事業展開

◎◎ 地域密着型サービス等の重点整備

219 百万円

- ・ 小規模特別養護老人ホーム、小規模多機能型居宅介護拠点など、地域密着型施設の整備を促進するため、区市町村が経費の一部を補助した場合に、介護基盤緊急整備等臨時特例基金による補助に加え、都独自の補助により支援します。

[小規模特別養護老人ホーム（5 か所 135 人分）、小規模特別養護老人ホーム併設ショート（1 か所 5 人分）、小規模多機能型居宅介護拠点（23 か所 155 人分）]

◎◎ 介護保険施設の整備促進

17,115 百万円

- ・ 特別養護老人ホーム、ケアハウス（介護専用型）、介護老人保健施設について、整備率の低い地域における整備費補助を加算することにより、地域偏在の緩和・解消を図りつつ、整備を促進します。

[特別養護老人ホーム（新規 19 か所 1,725 人分）、介護老人保健施設（新規 9 か所 949 人分）、介護専用型ケアハウス（1 か所 40 人分）]

- ・ 特別養護老人ホームの一部を従来型個室・多床室で整備する場合も補助対象とし、区市町村の実情を踏まえた整備を進めます。
- ・ 特別養護老人ホーム、養護老人ホーム（特定施設の指定を受ける施設に限る）について、大規模改修費を補助します。

- ㊦ ショートステイ整備費補助【一部新規】** **300 百万円**
- 老人短期入所施設の整備を促進するため、特別養護老人ホーム以外に併設する場合及び単独で整備する場合に、創設や増築等による整備費の一部を補助します。
- [施設整備費補助 126 床]
- ㊦ 共同住宅併設型地域密着型サービス等整備促進事業** **58 百万円**
- マンションなど共同住宅と認知症高齢者グループホームやケア付きすまい等との一体的な整備を促進することで、高齢者と若年世代との混住を進めます。
- [創設型5か所、既存ストック活用型5か所]
- ㊦ 介護専用型有料老人ホーム設置促進** **217 百万円**
- 介護専用型有料老人ホームについて、社会福祉法人及び医療法人による整備に加え、オーナー型*に対する施設整備費補助を行い、整備を促進します。
- [施設整備費補助 新規 50 床、継続 104 床]
- * オーナー型：社会福祉法人や医療法人等への貸付けを目的として、法人又は個人が整備するもの
- ㊦ 都市型軽費老人ホームの整備** **869 百万円**
- 低所得者層も食事や生活支援サービスを受けられるよう、地価の高い東京の実情を踏まえ、居室面積要件等を緩和した都市型軽費老人ホームを整備します。
- [施設整備費補助 1,104 人分]
- 介護基盤緊急整備等臨時特例交付金事業**
- 防火対策緊急整備事業** **971 百万円**
消防法施行令改正によりスプリンクラーの設置が義務付けられた施設等に対し、防火設備費用の一部を補助することにより、防火対策を強化し利用者の安全・安心の確保を図ります。
 - 介護基盤の緊急整備特別対策事業** **5,982 百万円**
地域の介護ニーズに対応するため、小規模多機能居宅介護事業所等の地域密着型施設の整備に対し補助を行い、設置促進を図ります。
- ㊦ 定期借地権の一時金に対する補助** **2,916 百万円**
- 施設等用地確保のために、定期借地権を設定した場合の一時金の一部を助成することにより、特別養護老人ホーム等の整備促進を図ります。
- 施設開設準備経費助成対策事業** **2,364 百万円**
- 特別養護老人ホーム等の開設準備に必要となる訓練期間中の職員雇上経費や地域に対する説明会開催経費などを補助し、開設時から質の高いサービスを提供するための体制整備を支援します。

○ 公有地を活用した介護サービス基盤の整備

- ・ 都用地の活用促進 —
 都用地の減額貸付けを行い、介護サービス基盤の整備促進を図ります（「都用地活用による地域の福祉インフラ整備事業」）。
- ・ 区市町村有地の活用促進の充実 包括補助
 学校跡地など区市町村の未利用地の積極的な活用を推進するため、公有地の貸付けと独自の施設整備費補助により介護基盤を整備する区市町村に対して、財政支援を行います。

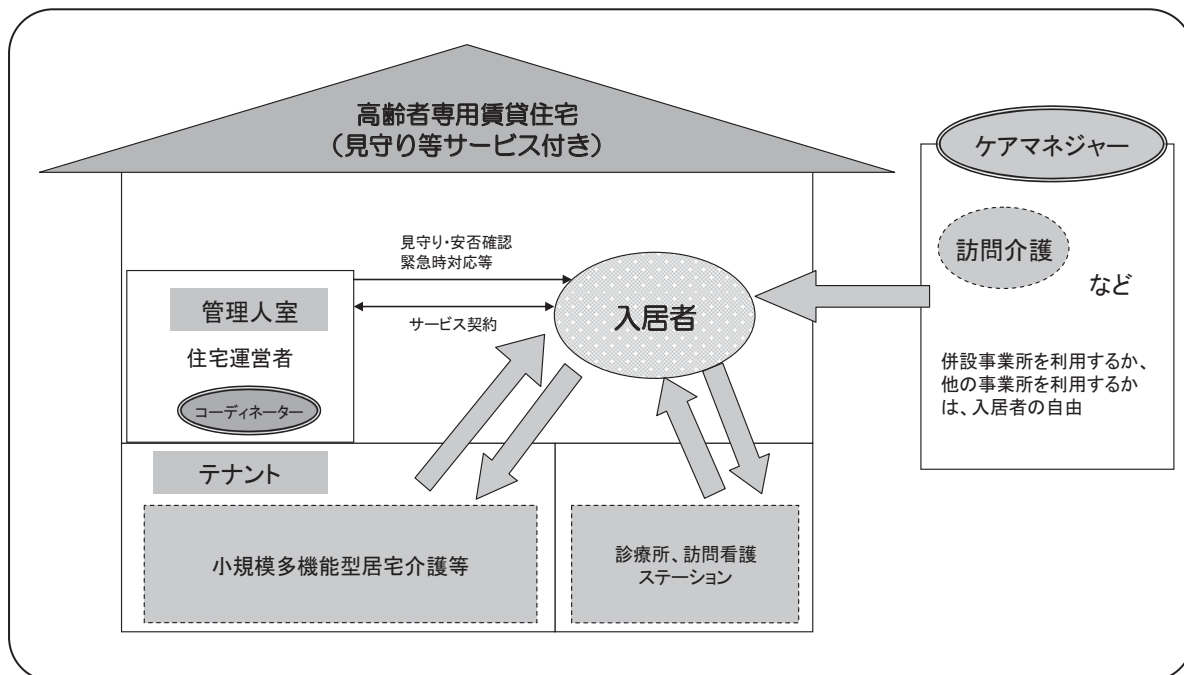
[補助基準額 200,000 千円、小規模多機能型居宅介護も併設する場合 30,000 千円を加算]

㊦ 医療・介護連携型高齢者専用賃貸住宅モデル事業 249 百万円

- ・ 医療・介護を連携させた高齢者専用賃貸住宅の整備費用の一部を助成し、介護や医療が必要になっても高齢者が安心して住み続けることができる住まいの充実を図ります。
- ・ 既存ストックを有効活用するため、改修による整備も補助対象とします。

[施設整備費補助 新設 10 件、継続 8 件]

＜サービス提供のイメージ＞



3 サービスを支える介護人材の確保・定着を支援します

～不足する介護人材確保のための支援～

介護人材不足に対応するため、人材の確保や早期離職の防止に対する介護事業者の取組を支援するなど、質の高い介護サービスが安定的に提供されるよう取り組みます。

主な事業展開

- **現任介護職員資格取得支援事業【新規】** 25 百万円
 - ・ 現任介護職員の育成及びサービスの質の向上を図るため、介護施設・事業所で働く介護職員の介護福祉士国家資格取得を支援します。[500人]

- ㊦ **訪問リハビリテーション専門人材育成研修事業【新規】** 4 百万円
 - ・ 今後増加が見込まれる在宅療養高齢者の介護ニーズに対応するため、在宅療養サービスの担い手となる訪問リハビリテーションの専門人材を育成する研修を実施します。

- ㊦ **介護施設における人材確保事業の実施**
 - ・ **職場体験事業** 6 百万円
 - 人材確保、早期離職防止等を目的として、職場体験生を受け入れる施設を支援します。[180人]
 - ・ **施設介護サポーター事業** 包括補助
 - 地域住民が施設介護サービスを支える活動に自主的、自発的に参加できる環境をつくるため、養成研修及び受入体制の整備を支援します。[高齢社会対策区市町村包括補助事業]

- ㊦ **サービス提供責任者支援事業** 12 百万円
 - ・ 訪問介護事業所で、訪問介護員を指導、支援する役割を担うサービス提供責任者向けの研修を実施し、能力を向上させることで、訪問介護員の定着へとつなげていきます。[現任研修 657人]

- ㊦ **介護職員等によるたん吸引等のための研修事業【新規】** 48 百万円
 - ・ 特別養護老人ホーム等施設系サービスや在宅系サービスにおいて、適切にたんの吸引等の医療的ケアを行うことができる介護職員を養成するため、研修を実施します。

- **外国人看護師・介護福祉士候補者の受入支援** 40 百万円
 - ・ 我が国とインドネシア、フィリピンとの経済連携協定に基づく外国人看護師・介護福祉士候補者の受入れについて、国際協力の観点から、都立施設での受入れや、都内の民間施設での受入れに対する支援に取り組んでいきます。

4 認知症に関する総合的な施策を推進します

～「民間」「地域」「行政」の力で認知症を支える～

今後、さらなる増加が見込まれる認知症の人とその家族が地域で安心して暮らせるまちづくりを推進するため、認知症高齢者グループホームの整備促進をはじめ、ケア・医療を担う人材育成や都民への普及啓発を行うとともに、地域の人的資源・社会資源を活用した支援体制を構築していきます。

主な事業展開

㊦ 認知症高齢者グループホーム緊急整備 2,413 百万円

- 都独自の促進策により整備を進めるとともに、関連サービス拠点の併設などにより地域の認知症ケアの拠点としての機能を強化します。

[134 ユニット]

[整備目標]

平成23年度までに7,200人分を整備（『10年後の東京』への実行プログラム2010』による）

※ 東京都高齢者保健福祉計画（平成21～23年度）で定めた6,200人分に、介護基盤緊急整備等臨時特例基金を活用し、上乘せして整備する1,000人分の合計

[都独自の主な整備促進策（継続）]

- オーナー創設型・改修型（土地・建物所有者が事業者へ賃貸）に対する補助の拡大
- 補助金額の拡充（定額補助化）
- 整備が遅れている重点整備地域（申請に基づく）の補助基準額を加算（1.5倍）
- 認知症ケア拠点機能強化のための認知症対応型デイサービスや小規模多機能型居宅介護の併設加算

㊦ 認知症対策推進事業 5 百万円

- 「認知症対策推進会議」において、認知症の人とその家族に対する支援体制のあり方について、中長期的な検討を進めます。また、認知症に対する正しい理解と地域で支える気運づくりを推進するため、都民への普及啓発を行います。

㊦ 認知症対策連携強化事業 129 百万円

- 認知症の人が地域で安心して生活できるよう、認知症疾患医療センター*が医療機関同士、さらには医療と介護の連携の推進役となり、地域の支援体制を構築します。

[12 か所]

* 認知症疾患医療センター：地域における認知症疾患の保健医療水準の向上を図るため、保健医療・介護機関等と連携し、鑑別診断、急性期医療、専門医療相談等を実施するとともに、関係者への研修等を行う。

- ④〇 **若年性認知症支援モデル事業** **22 百万円**
- ・ 若年性認知症の特性に応じたモデル事業を実施し、若年性認知症に適したサービスのあり方を検討します。
- [モデル事業 平成 21 年度から 3 年間 (2 事業者)]
- ④〇 **認知症地域支援ネットワーク事業** **包括補助**
- ・ 事業者や自治体、地域住民など、地域の様々な社会資源の面的な連携により、認知症の人に対する地域における理解促進や支援の継続的な取組を行う区市町村を支援します。
- [高齢社会対策区市町村包括補助事業]
- ④〇 **認知症デイサービスセンター延長事業【新規】** **包括補助**
- ・ 認知症高齢者の在宅生活の継続及び家族の介護負担の軽減を図るため、認知症通所介護事業のサービス提供時間外（早朝・夜間、休日）に延長してサービスを提供する事業に取り組む区市町村を支援します。
- [高齢社会対策区市町村包括補助事業]
- ④〇 **認知症対策研究の推進** **150 百万円**
- ・ 財団法人東京都医学総合研究所（仮称）におけるこれまでの取組を活かし、認知症の早期診断法の確立及び治療法の開発を進めます。

5 健康長寿社会の実現に向けた医療的基盤を整備します

～健康長寿医療センターを整備し、医療と研究の連携を推進します～

高齢者の特性に応じた適切な医療を提供するための確固たる基盤を構築し、大都市東京にふさわしい高齢者医療を確立します。

主な事業展開

○ 地方独立行政法人東京都健康長寿医療センターへの支援 4,909 百万円

- ・ 老人医療センターと老人総合研究所を統合し、平成21年度に設立した地方独立行政法人東京都健康長寿医療センターの安定的かつ自立的な運営を支援します。

● 地方独立行政法人東京都健康長寿医療センターの整備 9,963 百万円

- ・ センターが取り組む新施設の整備に対し支援を行います。

《スケジュール》 平成24年度中 新施設竣工（予定）
平成25年度 新施設での運営開始（予定）

<健康長寿医療センターの概要>

